

雇用調整方針の対象事業主の範囲等の見直し

～平成16年10月18日以降に雇用調整を行う事業主の方から適用されます～

【変更のポイント】

- 不良債権処理の影響により雇用調整を行う事業主（一般事業主）の方に作成していただく「雇用調整方針」について、次に該当する事業主の方も関連事業主として作成することができます。

- 一般事業主との取引関係が20%未満であっても、商法上の子会社となる事業主。
(ただし、一般事業主の不良債権処理に伴う雇用調整を行うことが明らかであること。)
- 一般事業主が(株)産業再生機構の買取決定を受けた場合、事業再生計画に基づき支援対象になった事業主。

- 関連事業主は一般事業主より先行して、雇用調整方針をハローワークに届け出ることができます。(ただし、一般事業主が、下記の①のうち「債務超過」に該当する場合を除きます。)

「雇用調整方針」の概要

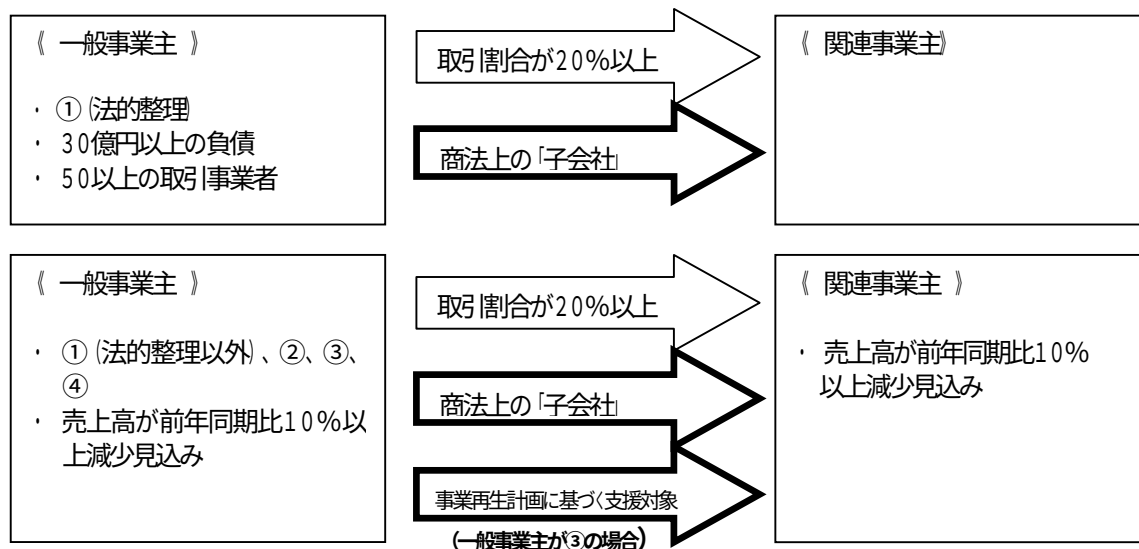
以下のような不良債権処理の影響を受け、解雇・出向等の雇用調整を行う事業主（一般事業主）の方は、「雇用調整方針」を作成し、ハローワークに届け出てください。この届出により、対象となった労働者に対し、再就職のための様々な支援が提供されます。

- ① 破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生等の法的整理の対象となっており、又は、債務超過の状況にあり、取引金融機関から貸し出し条件を厳しくされたり、運転資金等の融資を断られた事業主
- ② 取引金融機関から(株)整理回収機構(RCC)への債権譲渡の対象となっている事業主
- ③ (株)産業再生機構により関係金融機関等の債権の買取決定が行われた事業主
- ④ 取引金融機関から、経営合理化計画の作成を前提として、債権放棄等を受けた事業主

※ 「取引金融機関」とは、次のいずれかをいいます。

・ 融資割合が20%以上の主要行又は中小・地域金融機関 ・ メインバンクである主要行又は中小・地域金融機関

※ 関連事業主とは？(太線部分が今回の改正部分です。)



※ 詳しくは、下記ホームページをご覧ください。最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/index.html>